

議案第 1 号

市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について

市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 24 年 6 月 8 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 55 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「45 分、8 時間を超える場合においては 1 時間」を「、1 時間」に改め、「、それぞれ所定の」を削り、同条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 任命権者は、1 日の勤務時間が 6 時間を超え 8 時間以下の場合において、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の休憩時間を 45 分とすることができる。

附 則

この条例は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

理 由

職員の疲労回復及び公務能率の維持向上を図るとともに、地域経済の活性化に寄与するため、職員の休憩時間を1時間とする現在の試行的な措置を恒久的な措置とする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。